

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和元年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190903	有限会社けいあい(法人番号8030002083875)代表者石川敬一	埼玉県鴻巣市袋423-1	本社	埼玉県鴻巣市下忍3957	輸送施設の使用停止(182日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年1月23日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	19	19
20190918	有限会社野口興業(法人番号3050002023132)代表者野口耕治	茨城県つくば市房内293	本社	茨城県つくば市房内293	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成31年3月12日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	2	2
20190918	株式会社ライフ(法人番号7012401008795)代表者古川仁史	東京都調布市佐須町4-22-2	本社	東京都調布市佐須町4-22-2	輸送施設の使用停止(220日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年12月19日、平成31年1月31日及び同年2月27日並びに同年3月6日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)乗務等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(8)整備管理者の選任(変更)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	22	22
20190918	株式会社相馬輸送(法人番号5030001044872)代表者高橋至	埼玉県所沢市坂之下1090	所沢(旧:本社)	埼玉県所沢市大字坂之下1090	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として平成31年2月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20190918	横浜運送株式会社(法人番号1020001019169)代表者三輪竜喜	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-36-2	本社	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-36-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として平成30年10月30日及び平成31年4月5日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運行管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	1	1

20190918	株式会社三松(法人番号3020001021817)代表者横山徹	神奈川県横浜市港北区新横浜1-18-12	本社	神奈川県横浜市港北区新横浜1-18-12	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年3月14日及び同年4月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	11	11
20190918	株式会社タカノ(法人番号4050001041035)代表者高野直人	茨城県坂東市沓掛5053-1	本社	茨城県坂東市沓掛3894-1	輸送施設の使用停止(150日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成31年2月15日及び同年2月28日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(14)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	15	15
20190918	よつば流通株式会社(法人番号3040001072775)代表者佐野慎二	千葉県船橋市上山町3-537-4	本社	千葉県船橋市上山町3-537-4	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年1月23日及び同年2月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	9	9
20190925	河野忠裕	山梨県笛吹市一宮町塩田738-1	河野運送本店	山梨県笛吹市一宮町塩田738-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年3月1日及び同年3月4日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	2	2

20190925	有限会社時田産業(法人番号8030002057078)代表者時田亮	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5622-4	本社	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5622-4	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年2月21日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	10	10
20190925	株式会社アルファサービス(法人番号7040001072004)代表者針ヶ谷誠一	千葉県野田市尾崎1203-1	本社	千葉県野田市尾崎1203-1	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として平成31年3月1日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)自動車NOx・PM法不適合車両使用のもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(13)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	17	17
20190925	有限会社さかもと企画サービス(法人番号6040002094519)代表者坂本孝二	千葉県流山市大字平方182-1	袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市奈良輪2554-19	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成31年2月8日及び同年2月27日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)運送約款の無揭示(貨物自動車運送事業法第11条)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(15)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	19	19

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)